

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に対する事項

- (1) 公 募 件 名：「施設運転点検保守業務」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 作 業 期 間：2025年 4月 1日 から 2026年 3月 31日
- (5) 作 業 場 所：茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

(1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号：110-0015
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機関名：公益財団法人核物質管理センター
担当部署：総務部 契約課
フリガナ：ホソヌマ ナオ
担当者名：細沼 那緒
電話番号：03-5816-7765
FAX：03-3834-5265
Mail：keiyaku-info@jnmcc.or.jp

(2) 参加意志確認書の提出期限

2025年 2月 19日（水）午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着（電子メール可）
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

(3) 提出書類（電子メール可）

- ・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）等の写し（「3.(2)」参照） 1部
- ・資格要件確認書に記載する資料 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

- ①成年被後見人
- ②未成年者、被保佐人及び被補助人（契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。）
- ③破産者で復権を得ない者
- ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者（代理人、支配人、その他として使用する者についても、同様とする。）
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2024年度 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。

審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。

応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2025年 2月 5日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩 和

資格要件確認書

契約番号	212-001		請求元課室	安全施設課		
契約件名	施設運転点検保守業務		購買区分	A (B) · C · D · E		
参加者名			評価の有無	無(有)(下記のとおり)		
		センター記入欄				
評価項目	仕様書ページ	確認項目	証明資料	判定	判定理由	判定者
1 業務の実施・管理体制等	1.1 業務の実施体制	① 業務の実施に十分な人員数及びスキル(業務遂行に必要な有資格等)が確保されていること。				請求元課室長
		② 必要な業務分担(設計開発、製造、調達、試験、検査、保守、設置工事、品質保証等)及び管理体制(品質管理責任者、作業管理者等を含む)がとられていること。	組織体制(総括責任者及び作業員等の記載要)			請求元課室長
	1.2 品質管理及び情報セキュリティ体制	① 受注する製品及びサービスを要求項目に沿って提供できる品質管理システム(設計・開発を含む)が確立していること。	品質保証計画書			請求元課室長
		② 情報セキュリティに対する管理体制が確立していること。	情報セキュリティ管理計画書			請求元課室長
	1.3 コンプライアンス	①コンプライアンス違反の有無(有の場合はどのように改善したか。)				請求元課室長
		②不適合事象の有無(有の場合はどのように改善したか。)				請求元課室長

資格要件確認書						
契約番号	212-001		請求元課室	安全施設課		
契約件名	施設運転点検保守業務		購買区分	A (B) C D E		
参加者名			評価の有無	無・有(下記のとおり)		
評価項目		仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄	
判定	判定理由	判定者				
2 技術確認事項	2.1	P.2 9.(1) P.2 9.(2) P.2 9.(3) P.2 9.(4) P.2 9.(5) P.2 9.(6) P.2 9.(7) P.2 9.(8)	原子力施設における電気設備及び空調設備の運転保守業務の従事経験が5年以上を有する作業員を配置できること。 電気設備及び空調設備の運転保守業務の従事経験が3年以上を有する作業員を配置できること。 二級ボイラ技士の資格を有する技術者を1名以上配置できること。 乙種第4類危険物取扱者の資格を有する技術者を1名以上配置できること。 有機溶剤作業主任者の資格を有する技術者1名以上配置できること。 第2種酸素欠乏作業主任者の資格を有する技術者を1名以上配置できること。 低圧電気取扱特別教育受講者の資格を有する技術者を1名以上配置できること。 放射線業務管理手帳を所有している者で放射線業務の基本動作(放射線防護具を着用して放射性物質の取扱い、管理区域内作業実施時の遵守事項、異常時及び非常時の行動と初期対応などを)を習得している人員を配置できること。	原子力施設における電気設備及び空調設備の運転保守業務の従事経験が5年以上であることを証明する書類 電気設備及び空調設備の運転保守業務の従事経験が3年以上であることを証明する書類 二級ボイラ技士の資格証(写) 乙種第4類危険物取扱者の資格証(写) 有機溶剤作業主任者の資格証(写) 第2種酸素欠乏作業主任者の資格証(写) 低圧電気取扱特別教育受講者の資格証(写) 放射線管理手帳を所有し放射線業務従事者として登録し、管理区域内での業務従事経験があることを証する資料		請求元 課室長

資格要件確認書					
契約番号	212-001		請求元課室	安全施設課	
契約件名	施設運転点検保守業務		購買区分	A <input checked="" type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D <input type="radio"/> E	
参加者名			評価の有無	無(有)(下記のとおり)	
評価項目		仕様書 ページ	確認項目	センター記入欄	
				判定	判定理由
2.2 技術設備の 確認					
2.3 物品性能の 確認					
2.4 物品の実績 の確認					
2.5					

注) 各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し、当該資料を入札仕様書又は見積書に添付のうえ契約担当者に提出すること。

提出方法 (いすれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

参考資料 6

資格要件確認書

契約番号: XXX-XXX
契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX
社名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。
※社印は不要です。

請求元
購買
評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目	仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
1 業務の実 管理体制等	体制	※タイトル行(太線内)は変更しないでください。	○○資格証(写)			
		この項目は、生産部門(開発を含む)が確立していること。 QMS体制図				
		② 情報セキュリティに対する管理体制 と。 複数例示された資料から選 択する場合は提出する資料 名を○で囲んでください。				
2 技術確認事項	2.1 技術能力の 確認	P.1 2(3) ① ○○の資格を有する作業員を配置できること。	●●資格証(写) □○○証明書			
	2.2 技術設備の 確認	例示された資料と提出資料が異なる場合は実際の資料名に訂正してください。				
	2.3 物品性能の 確認	P.3 4(1) の性能要件を満たしていること。	製品のスペックがわかる資料(カタログ等)			
	2.4 物品の実績 の確認	P.4 5(1) ① 過去5年間で、当該製品は、(耐震設計基準●クラスで)納入実績を示すこと。	納品実績表			

「センター記入欄」には何も記入しないでください。

提出方法 (いすれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

参加意思確認書

2025年2月5日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、
参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と
相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「施設運転点検保守業務」

2. 添付資料 (公募説明書において提出を求めた書類)

- (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
- (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
- (3) その他必要な書類

所	属
役	職
氏	名
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メール	

施設運転点検保守業務

請負契約仕様書

2025 年度

公益財団法人 核物質管理センター

目次

1. 件名.....	1
2. 目的.....	1
3. 契約範囲.....	1
4. 対象施設及び対象設備.....	1
5. 実施場所.....	1
6. 実施期日等.....	1
7. 業務内容.....	2
8. 標準要員数.....	2
9. 必要な資格等.....	2
10. 支給品及び貸与品.....	2
11. 提出書類.....	3
12. 検収条件.....	4
13. 契約不適合責任.....	4
14. 情報セキュリティの確保.....	4
15. 適用法規・規程等.....	4
16. 特記事項.....	5
17. 総括責任者.....	6

添付資料 別紙1 対象設備

別紙2 設備構成機器

別紙3 施設及び設備等の運転に係る点検保守業務

1. 件名

施設運転点検保守業務

2. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）東海保障措置センター（以下「東海センター」という。）安全施設課において施設運転点検保守業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

3. 契約範囲

- (1) 施設及び設備等の運転に係る点検保守業務
- (2) 安全管理に係る業務
- (3) その他の業務

4. 対象施設及び対象設備

4-1. 対象施設

- (1) 新分析棟（事務棟、検査資料棟、モニタリングポスト No.1、No2 含む）
- (2) 保障措置分析棟
- (3) その他、東海センター安全施設課が必要と認めた施設

4-2. 対象設備

対象設備を別紙1に示す。また、対象の設備構成機器を別紙2に示す。

5. 実施場所

茨城県那珂郡東海村白方字白根2番地の53

東海センター内指定場所

6. 実施期日等

(1) 実施期間

2025年4月1日から2026年3月31日まで。

但し、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)、その他東海センターが指定する日を除く。

(2) 実施時間

原則として次の時間帯に実施する。

8時30分～17時00分

但し、必要がある場合は上記に定める時間以外の時間帯及び上記(1)の但し書きに定める日であっても業務を実施することがある。

7. 業務内容

本業務を実施するにあたっては、東海センター核燃料物質使用施設等保安規定(以下「保安規定」という。)に定めた施設及び設備等が対象となることから、安全確保を最優先とし業務を実行しなければならない。このため本仕様書に定める事項の他、業務について定めた設備操作マニュアル、東海センター安全施設課が所掌する施設及び設備等の構造、機器取扱方法及び関係法令を十分理解の上、業務を実施するものとし、受注者は予め業務の分担、人員配置、スケジュール、実施方法等について受注者の責任と負担において実施要領書を立案し、東海センター安全施設課の確認を受け本業務を実施するものとする。

(1) 施設及び設備等の運転に係る点検保守業務

別紙1及び別紙2に示す施設及び設備等の運転に係る定期点検、保守、保安立ち会い等の業務を実施するものとする。業務内容の詳細を別紙3に示す。

(2) 安全管理に係る業務

保安規定等に基づく巡視点検記録、各種報告書、業務日誌等の作成及び保管管理の業務を行う。

(3) その他の業務

イ. 異常事態及び非常事態発生時における施設及び設備等の点検業務。

ロ. 東海センターが主催する訓練及び教育等。

ハ. その他、東海センター安全施設課が必要と認めた業務。

8. 標準要員数

2名

9. 必要な資格等

以下の免許又は免状を規定人数以上の者が取得していること。

(1) 総括責任者及び総括責任者代理並びに現場責任者は、原子力施設における電気設備及び空調設備の運転保守業務の従事経験が5年以上

(2) 作業員は、電気設備及び空調設備の運転保守業務の従事経験が3年以上

(3) 二級ボイラ技士(1名以上)

(4) 乙種第4類危険物取扱者(1名以上)

(5) 有機溶剤作業主任者(1名以上)

(6) 第2種酸素欠乏作業主任者(1名以上)

(7) 低圧電気取扱特別教育受講者(1名以上)

(8) 放射線業務管理手帳を所有している者で放射線業務の基本動作(放射線防護具を着用した放射性物質の取扱い、管理区域内作業実施時の遵守事項、異常時及び非常時の行動と初期対応など)を習得している者

10. 支給品及び貸与品

(1) 支給品

イ. 電気、水

ロ. 施設及び設備等の運転に係る点検保守等に必要な補修用部品

ハ. 業務に必要な事務用品

ニ. 放射線防護具(布手袋、ゴム手袋等)

(2) 貸与品

- イ. 施設及び設備等の運転に係る点検保守等に該当する設備機器、装置等
- ロ. 上記業務に付帯する所内規定、機器取扱説明書、各種マニュアル類、竣工図書、参考図書等
- ハ. 業務に必要な控室(新分析棟運転員室机、椅子)、パソコン等
- ニ. 放射線防護具(ガラスバッジ、半面マスク、黄色実験着、カバーオール、布帽子、靴下、作業靴等)
- ホ. 保守業務に使用する工具類
- ヘ. 本業務に必要なもので東海センター安全施設課が認めたもの

11. 提出書類

No	書類名	提出時期	部数	備考
1	実施要領書	業務開始前までに	1部	
2	品質保証計画書	業務開始前までに	1部	
3	情報セキュリティ 管理計画書	業務開始前までに	1部	
4	設備等点検計画・実績表	業務開始前まで及び変更の都度、実績記載後 速やかに	1部	実績は毎月記 載のこと
5	作業員名簿及び代理者名簿	業務開始前まで及び変更の都度速やかに	1部	資格免状の写し を添付のこと
6	組織体制※1	業務開始前まで及び変更の都度速やかに	1部	
7	誓約書	業務開始前まで及び変更の都度速やかに	1部	
8	業務日誌	業務終了後速やかに	新分析棟 1部 保障措置 分析棟 1部	
9	巡視点検記録	業務終了後速やかに	1部	
10	業務月報※2	翌月 7 日までに	1部	
11	終了届・検査調書※2	翌月 7 日までに	1部	
12	その他、東海センターが必要とする書類	必要の都度	必要 部数	詳細は、 別途協議

※1：総括責任者、作業員等の体制及び連絡先を記載すること。

※2：但し、3月は当月末日とする。

(提出先)

東海センター安全施設課

12. 検収条件

終了届・検査調書、業務月報の確認及び仕様書の定めるところに従って業務が実施されたと東海センター安全施設課が認めたことをもって検収とする。

13. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

14. 情報セキュリティの確保

受注者は、本業務の遂行にあたり、「センター 情報セキュリティポリシー」、「情報管理規程」及び「情報管理要領」（以下「情報セキュリティ関係規定」という。）に準拠した情報セキュリティを確保するものとする。特に、以下の点に留意すること。

- (1) 受注者は東海センター安全施設課から管理情報を提供された場合には、当該情報の区分に応じて適切に取り扱うための措置を講じること。また、提供されたことを証明する書類を提出すること。
- (2) 本業務において受注者が作成する情報については、東海センター安全施設課担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、センターからの指示に応じて、情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、東海センター安全施設課から提供された管理情報が契約終了等により不要になった場合には、確実に返却又は破棄すること。また、本業務において受注者が作成した情報についても、東海センター安全施設課担当者からの指示に応じて適切に破棄すること。なお、返却又は破棄したことを証明する書類を提出すること。
- (5) 受注者は、契約締結後速やかに、誓約書を東海センター安全施設課に提出すること。

15. 適用法規・規程等

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 保安規定
- (4) 安全管理作業要領
- (5) 情報セキュリティ関係規定
- (6) 本業務遂行に係る操作マニュアル等
- (7) その他、センターが定める規定、基準等

16. 特記事項

- (1) 受注者は、センターがわが国の核物質管理の中核機関であり、社会的に高い技術力及び高い信頼性を求められていることを認識し、東海センターの規定等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務に関する各種データ、技術情報、成果、その他すべての資料及び情報を許可なく東海センターの施設外に持ち出して発表もしくは公開し、又は特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供を行ってはならない。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたって、「15. 適用法規・規程等」に示す関係法令及び東海センター規定を遵守するものとし、東海センター安全施設課が安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
- (4) 受注者は、服務管理及び秩序維持について、自らの裁量と責任において行うものとする。
- (5) 一般・特殊健康診断(放射線等)について、受注者の責任において実施するものとする。
- (6) 受注者は、使用を許可された設備、機器、物品等について滅失破損が生じないように使用及び管理を行うものとする。
- (7) 本業務を実施する上で不明な点が生じた場合、東海センター安全施設課及び受注者双方の調整の上、決定するものとする。
- (8) 受注者は、上記の各項目に従わぬことにより生じた東海センターの損害及びその他の損害について、すべての責任を負うものとする。
- (9) 受注者は、異常時及び非常事態等が発生した場合は、東海センターの指示に従い行動するものとする。
- (10) 受注者は、就業時間内に東海村で震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備等の点検を実施するものとする。また、就業時間外に東海村で震度5弱以上の地震が発生した場合は、出動し施設及び設備等の点検を実施するものとする。
- (11) 受注者は、就業時間外に停電又は施設及び設備等の異常が発生した場合は、東海センター安全施設課の指示のもと出動し、施設及び設備等の点検及び適切な措置を講ずるものとする。
- (12) 受注者は、本契約の期間終了に伴い、本契約の業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、東海センター安全施設課が新規受注者に対して実施する基本事項の説明(施設及び設備等、作業内容、安全施設上の留意点など)に対し、協力をすること。なお、基本事項説明の詳細は、東海センター安全施設課、受注者及び新規受注者間で協議の上、一定の期間(3週間以内)を定めて本契約の期間終了日までに実施するものとする。
- (13) 受注者は、本業務の遂行により得られた核物質防護情報は厳重に管理し、秘密を保持すること。第三者に開示してはならない。
- (14) 受注者は、東海センターの核物質防護管理者が実施する核物質防護情報の管理状況についての監査を受けること。
- (15) 受注者は、核物質防護情報の漏洩等、異常が発生した場合は、速やかに東海センター安全施設課に連絡しその指示に従うものとする。
- (16) 写真撮影は構内全域で原則禁止とする。但し、写真撮影が必要な場合は東海センター安全施設課と調整し、その決定に従うものとする。
- (17) その他、本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、速やかにセンターと協議の上決定するものとする。

17. 総括責任者

受注者は本業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者(総括責任者)及びその代理者を選任し、次の任務にあたらせるものとする。

- (1) 受注者の作業員の労務管理及び業務上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する東海センター安全施設課との連絡及び調整
- (3) 受注者の作業者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

以上

対象設備

1. 新分析棟(事務棟、検査資料棟、モニタリングポストNo.1、No.2含む)

No	設備	範囲
1	電源設備 (非常用電源設備及び 直流電源設備含む)	東京電力パワーグリッド(株)との責任分界点から末端までの全設備。
2	気体廃棄設備	別紙2記載の機器及びこれに付属するダクト、配管、配線等の設備。
3	冷暖房設備	同上
4	給湯設備	別紙2記載の機器。
5	給水設備	東海村量水器から末端までの全設備。但し、床面より上を除く。
6	液体廃棄設備	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との責任分界点までの全設備。但し、床面より上を除く。
7	消防設備	別紙2記載の機器。
8	浄化槽設備	同上
9	通報連絡設備	同上
10	リフト設備	同上
11	警報設備	同上

2. 保障措置分析棟

No	設備	範囲
1	電源設備 (非常用電源設備含 む)	東京電力パワーグリッド(株)との責任分界点から末端までの全設備。
2	暖房設備	別紙2記載の機器。
3	給水設備	事務棟前分岐点から末端までの全設備。但し、床面より上を除く。
4	排水設備	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との責任分界点までの全設備。但し、床面より上を除く。
5	消防設備	別紙2記載の機器。
6	浄化槽設備	同上
7	通報連絡設備	同上
8	警報設備	同上

設備構成機器

1. 新分析棟(事務棟、検査資料棟、モニタリングポストNo.1、No.2含む)

No	設備名	機器名	仕様	台数
1	電源設備 (非常用電源設備及び直流電源設備含む)	一般商用	受電電圧 6, 600V 変圧器 675KVA 屋内キュービクル 高圧受電盤5面 低圧動力盤2面 低圧電灯盤3面 非常電源盤4面 直流電源盤4面 分電盤 82面	1式
		非常用発電装置	電圧 210V 出力 200KVA 原動機ディーゼルエンジン 800ℓ	1台 1基
		オイルサービスタンク		
2	気体廃棄設備	外気処理空調機	処理風量 23, 200m³/h	1台
		給気送風機	18.5KW	1台
		排風機	3.7KW, 22KW, 18.5KW	6台
		フィルター装置	密封交換式	3系統
		空気圧縮機	ベビコン 5.5KW	8台 2台
3	冷暖房設備	蒸気ボイラ(多管式貫流ボイラ)	圧力 0.69MPa 電熱面積 3.5 m²	1台
		還水槽	800ℓ	1基
		全自動軟水装置	MS-5 (三浦工業)	2基
		薬注装置	CPI-10S 吐出量 10mℓ/min	1台
		冷温水機	冷凍能力 281KW 加熱能力 271KW	1台
		温水ポンプ	3.7KW	1台
		冷水ポンプ	5.5KW	1台
		冷却水ポンプ	11KW	1台
		冷却塔(密閉型)	水量 1, 330ℓ/min ファン 5.5KW	1台
		冷水クッショントンク	容量 1, 700ℓ	1基
		膨張タンク(温水用)	容量 174ℓ	1基
		" (冷水用)	容量 259ℓ	1基
		オイルサービスタンク	101ℓ	1基
		地下オイルタンク	A重油 8, 000ℓ	1基
		ローカルエアコン	パッケージエアコン 空冷ヒートポンプ式	22基
4	給湯設備	電気温水器	圧力 0.1MPa 9KW 最大貯湯量 150ℓ	2台
5	給水設備	受水槽	3m³	1基
		給水ポンプ	KF2T3-32P1.1 1.1KW	2台
		量水器	上水、機械用	6台
		配管		1式
6	液体廃棄設備	廃液貯槽	5m³	2基
		廃液移送ポンプ	1.5KW	2台
		廃液ピットポンプ	0.4KW	1台
		排水ポンプ	0.25KW 1.0KW	8台
7	消防設備	自火報副受信機	F1R019-H-22	1台
		屋外消火栓箱	KTY2-1255HBX2S-M15	1台
		消火ポンプ	15KW	1台
		火報設備、誘導灯、消火器		1式
		消火水槽	25m³	1基
		充水槽	500ℓ	2基
8	浄化槽設備	流動調整型嫌気濾床担体流動浮上濾過方式十三次処理制御盤	CXA-40十三次処理 净化槽制御盤 1面	1基 1式

No	設備名	機器名	仕様	台数
9	通報連絡設備	ペーパーイング主装置 端末機等	交換機部、増幅部 壁掛型端局 スピーカ内蔵 卓上型端局 スピーカ内蔵 壁掛型端局 スピーカ外付 壁掛型スピーカ ホーン型スピーカ	1式 60台 1台 7台 3台 7台
10	リフト設備	小荷物専用昇降機	DF-200S-B20	1台
11	警報設備	監視盤	機械棟監視盤(CP-1) 1面 建家監視盤(CP-2) 1面 総合監視盤(CP-4) 1面 CRT監視装置 1面	1式

2. 保障措置分析棟

No	設備名	機器名	仕様	台数
1	電源設備 (非常用電源設備含む)	一般商用 非常用発電装置 オイルサービスタンク	受電電圧 6,600V 変圧器 (250KVA) (150KVA) (100KVA) (75KVA) 屋外キューピックル 高圧受電盤2面 低圧動力盤 3面 低圧電灯盤3面 非常電源盤1面 分電盤 16面 出力 75KVA 電圧 200V 原動機ディーゼルエンジン 190ℓ	1式 1台 1基
2	暖房設備	小型ボイラ(多管式貫流ボイラ) 燃料タンク オイルサービスタンク ホットウェルタンク 全自動硬水軟化装置	圧力 0.98MPa 電熱面積(9.68 m ²) 地下タンク 4,000ℓ A重油 90ℓ 容量 600ℓ TS-12J (タクマ)	1台 1基 1基 1基 1基
3	給水設備	量水器 圧力計 配管	上水、機械用	2台 1台 1式
4	排水設備	排水ポンプ	0.25KW 3.7KW	5台
5	消防設備	複合火災受信機 屋外消火栓箱 火報設備、誘導灯、消火器 燃料タンク	FAP-129B, FAP232-N, FCRG034 MA 地下タンク 4,000ℓ A重油	3台 1基 1式 1基
6	浄化槽設備	単独処理浄化槽	KR-5	1基
7	通報連絡設備	端末機等	壁掛型端局 スピーカ内蔵 壁掛型端局 スピーカ外付 壁掛型スピーカ ホーン型スピーカ	5台 4台 2台 2台
8	警報設備	監視盤	中央監視盤 1面	1式

施設及び設備等の運転に係る点検保守業務

1. 施設

1-1. 構築物点検

(1) 定期点検

イ. 排気筒及び配管とその支持金物等の外観点検を行う(年次点検)。

(2) 保守

イ. 定期点検等において不具合を確認した場合、調査及び補修又は応急処置等を行う。

1-2. 建屋照明用ランプ交換

(1) 保守

イ. 必要に応じてランプ等の交換を行う。

1-3. その他、東海センター安全施設課が必要と認めた施設の点検保守作業及び保安立ち会いを行う。

2. 電源設備(非常用電源設備及び直流電源設備含む)

2-1. 商用電源

(1) 定期点検

イ. 高、低圧盤における各計器の指示状態及び異臭等の有無を確認する(日常点検)。

ロ. 商用電源設備の各計器が正常に作動していることを確認する(日常点検)。

ハ. その他、東海センター安全施設課が定めた日常巡回点検記録に記載の点検項目等について現場点検を行う(日常点検)。

二. 各分電盤において東海センターが定めた自家用電気工作物保安規定に基づく外観点検を行う(月例点検)。

ホ. 電力量計の検針を行う(月例点検)。

ヘ. 施設定期自主検査を行う(年次点検)。

(2) 保守

イ. 定期点検等において不具合を確認した場合、調査及び補修又は応急処置等を行う。

(3) 保安立ち会い

イ. 業者による定期点検および年次点検(計画停電)の立ち会いを行う。

ロ. 業者による補修作業等の立ち会いを行う。

2-2. 非常用電源

(1) 定期点検

イ. 非常用発電機、バッテリー、燃料タンクの燃料量及び各表示灯の点検を行う(日常点検)。

ロ. その他、東海センター安全施設課が定めた日常巡回点検記録に記載の点検項目等について現場点検を行う(日常点検)。

ハ. 試験運転(無負荷運転)を行う(月例点検)。

二. 各計器等の指示状態、Vベルト、冷却水量等の点検を行う(月例点検)。

ホ. 施設定期自主検査を行う(年次点検)。

ヘ. 商用電源が喪失し、非常用電源に切り変わった場合、発電電圧、電流、出力、周波数、冷却水温度、潤滑油油圧、油温、回転数、燃料計、表示灯などを確認する。

(2) 保守

イ. 定期点検等において不具合を確認した場合、調査及び補修又は応急処置等を行う。

(3) 保安立ち会い

イ. 業者による定期点検等の立ち会いを行う。

ロ. 業者による補修作業等の立ち会いを行う。

2-3. 直流電源

(1) 定期点検

イ. 直流電源盤の各計器の指示及び異臭等の有無を確認する(日常点検)。

ロ. 直流電源盤のバッテリーに異常がないことを確認する(日常点検)。

ハ. 無停電電源装置の状態表示及び異臭等の有無を確認する(日常点検)。

ニ. その他、東海センター安全施設課が定めた日常巡回点検記録に記載の点検項目等について現場点検を行う(日常点検)。

ホ. 直流電源盤において東海センターが定めた自家用電気工作物保安規定に基づく外観点検を行う(月例点検)。

(2) 保守

イ. 定期点検等において不具合を確認した場合、調査及び補修又は応急処置等を行う。

(3) 保安立ち会い

イ. 業者による定期点検等の立ち会いを行う。

ロ. 業者による補修作業等の立ち会いを行う。

3. 気体廃棄設備

(1) 定期点検

イ. 給排気ファンが正常に運転していることを確認する(日常点検)。

ロ. 排風機及び空気圧縮機の予備機が正常に運転できる状態であることを確認する(日常点検)。

ハ. 排気系フィルターの差圧及び遮断ダンパーが正常な位置(開状態)にあることを確認する(日常点検)。

ニ. 給気温度及び給気フィルター差圧が正常な状態であることを確認する(日常点検)。

ホ. 各室の負圧が正常な値であることを確認する(日常点検)。

ヘ. 各給排気電動機の電流値、異音、温度、軸受グリス量等の点検を行う(日常点検)。

ト. 空気圧縮機の異音、温度、Vベルト、空気槽等の点検を行う(日常点検)。

チ. 換気設備に著しい破損が無いことを確認する(日常点検)。

リ. その他、東海センター安全施設課が定めた日常巡回点検記録に記載の点検項目等について現場点検を行う(日常点検)。

ヌ. 各給排気系統のフィルター差圧確認及び給排気用ダンパーの作動状態の点検を行う(月例点検)。

ル. 施設定期自主検査を行う(年次点検)。

ヲ. 各電動機の絶縁抵抗測定を行う(年次点検)。

ワ. 空気圧縮機のシーケンステストを行う(年次点検)。

カ. 送風機のVベルト及び軸受グリス量の点検を行う(年次点検)。

(2) 保守

イ. 空気圧縮機のドレンの排水操作を1日1回行う。

ロ. 給気のプレフィルター及びヘッパフィルターは、東海センター安全施設課の指示する頻度又は差圧が管理

値以上となった場合に交換を行う。

ハ. 空気圧縮機等のVベルトの交換及び軸受部の注油を行う。なお、日常点検でVベルトに異常を発見した場合は、速やかに交換する。

二. 排風機及び空気圧縮機の月次切替運転を行う。

ホ. 送風機のVベルトの交換及び軸受グリスの注油を必要に応じて行う。

ヘ. その他、定期点検等において不具合を確認した場合、調査及び補修又は応急処置等を行う。

(3) 保安立ち会い

イ. 業者による定期点検等の立ち会いを行う。

ロ. 業者による補修作業等の立ち会いを行う。

4. 冷暖房設備(保障措置分析棟は暖房設備のみとし、使用状況に応じて点検等を実施する)

(1) 定期点検

イ. 電流計、圧力計、水圧計、油圧計、燃料油量、給水タンク水位、温度、異音、臭気、油漏れ、表示灯の点検を行う(日常点検)。

ロ. 冷温水機の温水温度及びポンプ、圧力計の指示及び外観点検を行う(日常点検)。

ハ. 地下タンクのA重油貯蔵量を確認する(日常点検)。

二. 冷水及び冷却水温度、ポンプ、冷却塔ファン電流値等、各種計器の指示、異音、異臭等の点検を行う(日常点検)。

ホ. 冷却塔の外観点検を行う(日常点検)。

ヘ. 冷温水機の冷水配管のストレーナの外観点検を行う(日常点検)。

ト. 冷温水機及び蒸気ボイラ等への給水が正常に行われていることを確認する(日常点検)。

チ. 外気処理空調機が正常に作動していることを確認する(日常点検)。

リ. 燃料供給ポンプが正常に作動していることを確認する(日常点検)。

ヌ. 煙突(排気管)における煙の状態を確認する(日常点検)。

ル. その他、東海センター安全施設課が定めた日常巡視点検記録に記載の点検項目等について現場点検を行う(日常点検)。

ヲ. 地下タンクについて外観点検を行う(月例点検)。

ワ. 蒸気ボイラ(新分析棟)、小型ボイラ(保障措置分析棟)の外観点検を行う(月例点検)。

カ. ローカルエアコンについて異音、臭気、油漏れ、表示灯等の点検を行う(年4回)。

(2) 保守

イ. 蒸気ボイラ(新分析棟)のバーナーの清掃を行う(運転期間中のみ)。

ロ. 配管の凍結防止等の処置を必要に応じて行う(冬季のみ)。

ハ. 燃料ストレーナの清掃を必要に応じて行う。

二. 冷温水機の抽気作業を必要に応じて行う。

ホ. その他、定期点検等において不具合を確認した場合、調査及び補修又は応急処置等を行う。

(3) 保安立ち会い

イ. 業者による定期点検等の立ち会いを行う。

ロ. 業者による補修作業等の立ち会いを行う。

5. 給湯設備

(1) 定期点検

- イ. 電気温水器の外観点検を行う(日常点検)。
- ロ. 給湯設備配管等の外観点検を行う(日常点検)。
- ハ. その他、東海センター安全施設課が定めた日常巡視点検記録に記載の点検項目等について現場点検を行う。

(2) 保守

- イ. 定期点検等において不具合を確認した場合、調査及び補修又は応急処置等を行う。

(3) 保安立ち会い

- イ. 業者による定期点検等の立ち会いを行う。
- ロ. 業者による補修作業等の立ち会いを行う。

6. 給水設備

(1) 定期点検

- イ. 上水が供給していることを指示計等にて確認する(日常点検)。
- ロ. 受水槽、給水ポンプの外観点検を行う(日常点検)。
- ハ. 圧力計の指示値の確認を行う(日常点検)。
- ニ. その他、東海センター安全施設課が定めた日常巡視点検記録に記載の点検項目等について現場点検を行う(日常点検)。
- ホ. 量水器の検針を行う(月例点検)。
- ヘ. 配管及び量水器の外観点検を行う(月例点検)。
- ト. 給水ポンプの絶縁抵抗測定を行う(年次点検)。

(2) 保守

- イ. 定期点検等において不具合を確認した場合、調査及び補修又は応急処置等を行う。

(3) 保安立ち会い

- イ. 業者による定期点検等の立ち会いを行う。
- ロ. 業者による補修作業等の立ち会いを行う。

7. 液体廃棄設備(排水設備も含む。保障措置分析棟については使用状況に応じて点検等を実施する)

(1) 定期点検

- イ. 廃液貯槽の液位、廃液移送ポンプの運転状態の確認を行う(日常点検)。
- ロ. 廃液貯槽タンク、廃液ピット、防液堤、廃液移送ポンプ、排水管の外観点検を行う(日常点検)。
- ハ. 廃液移送配管のストレーナの外観点検を行う(日常点検)。
- ニ. その他、東海センター安全施設課が定めた日常巡視点検記録に記載の点検項目等について現場点検を行う(日常点検)。
- ホ. 排水管、排水ポンプの作動試験及び外観点検を行う(年次点検)。
- ヘ. 廃液移送ポンプの絶縁抵抗測定を行う(年次点検)。
- ト. 施設定期自主検査を行う(年次点検)。
- チ. トレンチ内配管の外観点検を行う(年2回)。

(2) 保守

イ. 定期点検等において不具合を確認した場合、調査及び補修又は応急処置等を行う。

(3) 保安立ち会い

イ. 業者による定期点検等の立ち会いを行う。

ロ. 業者による補修作業等の立ち会いを行う。

8. 消防設備

(1) 定期点検

イ. 複合火災受信機及び自火報副受信機の警報等の確認及び外観点検を行う（日常点検）。

ロ. 消火栓ポンプの外観点検を行う（日常点検）。

ハ. 消火水槽、充水槽及び配管の外観点検を行う（日常点検）。

二. 屋内外消火栓の外観点検を行う（日常点検）。

ホ. 誘導灯の外観点検を行う（日常点検）。

ヘ. その他、東海センター安全施設課が定めた日常巡回点検記録に記載の点検項目等について現場点検を行う（日常点検）。

(2) 保守

イ. 誘導灯の蛍光灯の交換を必要に応じて行う。

ロ. その他、定期点検等において不具合を確認した場合、調査及び補修又は応急処置等を行う。

(3) 保安立ち会い

イ. 業者による定期点検等の立ち会いを行う。

ロ. 業者による補修作業等の立ち会いを行う。

9. 净化槽設備（保障措置分析棟については使用状況に応じて点検等を実施する）

(1) 定期点検

イ. 净化槽の外観点検を行う（日常点検）。

ロ. 制御盤の外観点検を行う（日常点検）。

ハ. プロワの外観点検を行う（日常点検）。

二. 制御盤において東海センターが定めた自家用電気工作物保安規定に基づく外観点検を行う（月例点検）。

ホ. その他、東海センター安全施設課が定めた日常巡回点検記録に記載の点検項目等について現場点検を行う（日常点検）。

(2) 保守

イ. 定期点検等において不具合を確認した場合、調査及び補修又は応急処置等を行う。

(3) 保安立ち会い

イ. 業者による定期点検等の立ち会いを行う。

ロ. 業者による補修作業等の立ち会いを行う。

10. 通報連絡設備

(1) 定期点検

イ. ページング設備の制御盤に異常がないことを確認する（日常点検）。

(2) 保守

イ. 定期点検等において不具合を確認した場合、調査及び補修又は応急処置等を行う。

(3) 保安立ち会い

イ. 業者による定期点検等の立ち会いを行う。

ロ. 業者による補修作業等の立ち会いを行う。

11. リフト設備

(1) 定期点検

イ. 小荷物専用昇降機の外観点検を行う(日常点検)。

(2) 保守

イ. 定期点検等において不具合を確認した場合、調査及び補修又は応急処置等を行う。

(3) 保安立ち会い

イ. 業者による定期点検等の立ち会いを行う。

ロ. 業者による補修作業等の立ち会いを行う。

12. 警報設備

(1) 定期点検

イ. 警報盤の警報等の有無の確認を行う(日常点検)。

ロ. 警報盤の外観確認を行う(日常点検)。

ハ. 警報盤の各警報表示灯が点灯することをランプテストで確認を行う(日常点検)。

二. 各警報盤において東海センターが定めた自家用電気工作物保安規定に基づく外観点検を行う(月例点検)。

(2) 保守

イ. 定期点検等において不具合を確認した場合、調査及び補修又は応急処置等を行う。

(3) 保安立ち会い

イ. 業者による定期点検等の立ち会いを行う。

ロ. 業者による補修作業等の立ち会いを行う。

13. その他の点検等

13-1. 作業環境測定

イ. 一酸化炭素及び二酸化炭素測定を行う(6回/年)。

ロ. 温湿度測定を行う(6回/年)。

ハ. 照度測定を行う(2回/年)。

二. 騒音測定を行う(2回/年)。

13-2. 放射性固体廃棄物点検等

(1) 定期点検

イ. 放射性固体廃棄物の外観点検を必要に応じて行う(日常点検)。

ロ. 放射性固体廃棄物の外観点検を必要に応じて行う(年次点検)。

(2) 輸送立ち会い

イ. 放射性固体廃棄物の構内輸送において、輸送の補助を必要に応じて行う。

13-3. 外灯点検

(1) 保安立ち会い

- イ. 業者による点検の立ち会いを行う。(1回/年)
- ロ. 業者による補修作業等の立ち会いを行う。

13-4. 害虫類調査 (2回/年)

(1) 保安立ち会い

- イ. 業者による調査の立ち会いを行う。(2回/年)

13-5. 建築設備法定点検

(1) 保安立ち会い

- イ. 業者による調査の立ち会いを行う。(1回/年)

13-6. 業務放送設備の点検

(1) 保安立ち会い

- イ. 業者による調査の立ち会いを行う。(1回/年)
- ロ. 業者による補修作業等の立ち会いを行う。

13-7. 正門扉旧門扉点検作業の点検

(1) 保安立ち会い

- イ. 業者による調査の立ち会いを行う。(2回/年)
- ロ. 業者による補修作業等の立ち会いを行う。

13-8. その他

東海センター安全施設課が必要と認めた設備等の点検保守作業及び保安立ち会いを行う。

以上